

第2次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画 【概要版】

■ 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨と目標

- 邑楽町は、平成7(1995)年3月に「人権尊重の町」を宣言しました。平成 25(2013)年3月には、「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」(第1次計画)を策定し、すべての町民が一人一人の人権を尊重した考えと行動をとることができる社会の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んできています。
- 令和3(2021)年3月には、「共生社会ホストタウン」に認定され、町の特徴を活かしたユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーに向けた取組が始められています。
- 第1次計画の策定以降、人権尊重のための法律が整備される一方で、私たちを取り巻く社会環境も大きく変化し、人権問題も複雑化・多様化が進んでいます。そうした状況に的確に対応するため、「第2次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」(第2次計画)を策定し、人権尊重のまちづくりの更なる推進を目指すこととしました。

2. 計画の性格

- 人権教育・啓発の推進に関する基本計画は、人権教育・啓発推進法に基づき策定するものです。
- 第2次計画は、人権教育・啓発に関する国と県の計画の趣旨を踏まえ、町が実施する人権教育・啓発の推進及び町行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の具体的施策の方向性を示す計画です。また、人権教育・啓発の必要性について、町民、町内の企業や関係機関、団体等の理解促進を図り、人権意識の更なる高揚と行動の実践、自主的な人権教育・啓発への取組を期待するものです。

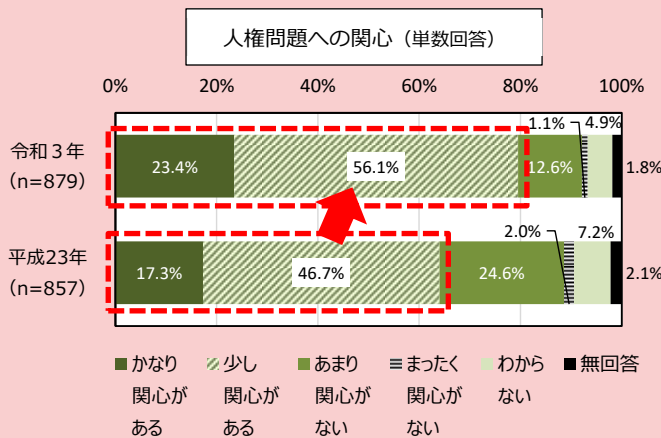
3. 計画の推進期間

- 第1次計画と同様、特に計画期間は設けず、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて随時見直しを図りながら施策を推進していきます。

■ 人権問題に関する町民意識 ～令和3年の意識調査から～

● 8割の人が人権問題に「関心がある」

→ 10年前から大幅増

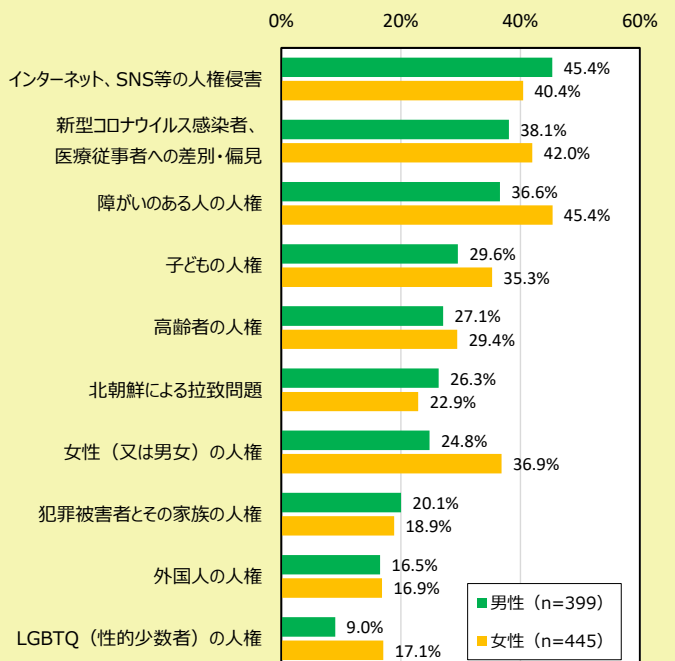


● 関心を持っている人権問題の上位は

- 「インターネット、SNS等の人権侵害」
- 「新型コロナウイルス感染者、医療従事者への差別・偏見」
- 「障がいのある人の人権」

女性は「女性(又は男女)の人権」にも高い関心

関心を持っている人権問題 (複数回答) ※10%以上の回答を抜粋



■ 人権教育・啓発の推進

人権教育の推進

| | |
|-------------|---|
| 1. 学校における推進 | 一人一人の教職員が改めて学校教育における人権教育の重要性を自覚し、人権問題の解決に向けた教育により的確に取り組むことができるよう、人権教育指導者研修をはじめとした研修機会や研修内容の充実を図り、LGBTQ など人権教育上の新たな課題も含め、様々な場面で正しく具体的な態度や行動をとることができる児童・生徒の育成に努めます。 |
| 2. 社会における推進 | 第1次計画に続き、人権尊重の学習を社会教育活動に位置づけて人権教育推進協議会を開催し、地域住民の交流と学習意欲の向上を目指した参加者主体の教室・講座を行っていきます。 |
| 3. 家庭における推進 | 深刻化する子どもへの虐待やヤングケアラーなどの新たな人権課題にも対応する学習会を開催し、家庭学習を通じた人権教育の充実を図ります。 |

人権啓発の推進

| | |
|-----------------|--|
| 1. 町民に対する啓発 | 第1次計画に続き、人権啓発講演会を開催し町民の人権意識の高揚を図るとともに、町の広報紙やホームページ等を活用し、人権擁護の重要性について広く啓発を行います。また、人権擁護に関わる啓発ポスターや作文の募集と優秀作品の表彰を通じた人権啓発も推進します。 |
| 2. 企業・事業所に対する啓発 | 雇用主が人権問題を正しく認識した上で、職場内での各種ハラスメントなどの人権問題の発生防止や、雇用・配置・昇任等の機会における公平・平等の推進への取組が積極的になされるよう、企業・事業所に対する人権啓発を推進します。 |

■ 重要課題における人権教育・啓発の推進

| 課題 | 取組 |
|-----------|--|
| 1. 女性の人権 | <ul style="list-style-type: none">● 邑楽町男女共同参画推進計画の策定● DV、ストーカー、セクハラ等に関する相談機能の充実● DV、ストーカー、セクハラ等の被害者の保護・救済・支援と制度・窓口の周知● 女性弁護士による女性のための法律相談の実施 |
| 2. 子どもの人権 | <ul style="list-style-type: none">● 体験学習を取り入れたカリキュラムの編成● 教職員の資質向上のための研修の実施● 悩みをかかえた子どもへの教育相談体制の整備● 公民館等における学習機会の充実● 家庭や地域社会、事業所等を対象とした啓発活動● 児童虐待に対する相談体制の充実と関係機関との連携● 子どもの貧困対策の推進● 児童・生徒や家族に対する相談体制の充実● 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育の推進 |

| | |
|------------------------------|--|
| 3. 高齢者の人権 | <ul style="list-style-type: none"> ● 生きがいづくり、社会参加、就労機会の確保 ● 要介護者への福祉施策の推進 ● 高齢化社会を地域全体で支えるための意識啓発 ● 介護者の相談窓口の充実 ● 高齢者虐待の早期発見・防止への支援体制の充実 ● 高齢者の権利を守る体制づくり ● 高齢者の移動手段の確保 ● 成年後見制度の利用促進 ● 認知症ケアパスの普及 ● 認知症サポーターの養成 |
| 4. 障がいのある人たちの人権 | <ul style="list-style-type: none"> ● ノーマライゼーション理念の普及啓発活動の推進 ● 障がいのある人に応じたサービスの提供・基盤の充実 ● 心のバリアフリーのための啓発活動の推進 ● 障がいのある人への就労支援 ● 安全安心な地域生活のための基盤づくり ● 交流機会の創出 ● 障がいのある人に対する理解を深める学校教育、社会教育の推進 ● 小中学校における交流教育の実施 ● 教職員に向けた研修会の実施 ● 保護者への啓発 ● 障害者差別解消法の浸透 ● 成年後見制度等の利用促進 ● 虐待の防止・早期発見 |
| 5. 同和問題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育、社会教育などの場における人権学習機会の提供 ● 町職員への啓発 ● 差別事件への対応 |
| 6. 外国籍の人たちの人権 | <ul style="list-style-type: none"> ● 多文化共生推進の環境づくり ● 行政サービスや生活相談の充実 ● わかりやすい情報提供 |
| 7. HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権 | <ul style="list-style-type: none"> ● 病気に関する正しい知識の普及活動の推進 ● 保健指導等の相談体制の充実 ● 「世界エイズデー」に合わせた啓発活動の実施 ● ハンセン病元患者の方への人権侵害防止のための啓発活動の推進 ● 小中学校における感染症に関する教育の推進 |
| 8. 犯罪被害者等の人権 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携した犯罪被害者の自立支援 ● 二次被害防止のための啓発活動 |
| 9. 再犯防止問題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 再犯防止に関する周知啓発 ● 更生保護活動への支援 ● 保護司との連携強化 ● 民間協力者や関係団体等との連携 ● 保健医療・福祉サービスの利用促進 ● 犯罪被害者支援施策との協調 |
| 10. LGBTQの性的少数者(性的マイノリティ)の人権 | <ul style="list-style-type: none"> ● パートナーシップ宣誓制度 ● LGBTQに関する啓発や学習機会の提供 |

| | |
|---------------------|---|
| 11. インターネット等による人権侵害 | <ul style="list-style-type: none"> ● 有害情報への適切な対応の促進 ● 情報モラル教育の充実 ● インターネット利用の啓発活動の実施 |
| 12. その他の人権問題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 北朝鮮拉致被害者に関する啓発 ● 災害弱者の人権擁護の推進 |

■人権に関係の深い職業に従事する人たちへの人権教育・啓発の推進

| | |
|----------------|---|
| 1. 行政職員 | 町民生活に深く関わる業務を幅広く行っている行政職員が、正しい人権感覚を身につけ、人権への配慮を常に心がけながら職務を遂行できるよう、人権に関する研修会等の充実に努めます。 |
| 2. 教職員・社会教育関係者 | 学校での教育活動全体を通じて子どもの人権意識を育む使命のある教職員自身が、高い人権意識を身につけることができるよう、研修会等を計画的に実施します。社会教育職員においては、国や県が主催する人権問題を扱った各種研修に積極的に参加し、その成果が人権教育の推進に生かされるよう努めます。 |
| 3. 医療関係者 | 人々の生命や健康を預かり、生活を守るという役割を担い、高い倫理観や道徳観、人権意識を持った行動・判断が求められる医療関係者が、きめ細やかな人権感覚を身につけ、相手の立場に立って職務に臨むことができるよう、啓発に努めます。 |
| 4. 福祉関係者 | 子どもや高齢者、障がいのある人などと直接かかわりを持って日々の業務を行う福祉関係者が、福祉サービスの利用者一人一人を個人として尊重し、プライバシーに配慮しながら業務が遂行できるよう、啓発活動に努めます。 |
| 5. その他 | マスメディア等、人権に関わりの深い職業に従事する者が、その影響力の大きさを自覚し、人権尊重の意識の形成につながる対応がなされるよう、啓発を行います。 |

■計画の推進

計画の推進体制

本計画は、「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画推進懇談会」を中心に、庁内の関係部署や関係団体、関係機関等が緊密に連携し、相互に協力を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

関係機関との連携

人権教育・啓発においては、本町で実施する施策だけではなく、町民の理解と協力のもとに各関係機関・関係団体との連携と協力を得ながら啓発活動の推進に努めます。

計画の評価と見直し

本計画の進捗管理では、上位計画である「邑楽町第六次総合計画後期基本計画」のKPI（指標）及びSDGsのインジケータを用います。また、関係部署において年次評価を行い、結果を「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画推進懇談会」に報告します。更に、計画の進捗や社会情勢、住民意識等に著しい課題や変化があった場合には、必要に応じて随時修正することとします。

第2次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画【概要版】

発行 令和5(2023)年3月 邑楽町